

環 第 7 6 号  
令和 6 年 5 月 8 日

関係団体の長 様

島根県環境生活部環境政策課長  
(規 制 係)  
(公印省略)

建築物等の解体等工事における事前調査について（通知）

平素より県の環境行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
建築物又は工作物の解体、改造又は補修工事（以下、「解体等工事」という。）  
を行う場合、石綿の飛散防止対策のため、原則として、工事対象となるすべての  
範囲において、石綿含有建材<sup>※1</sup>が含まれているか否かを事前に調査（以下、「事  
前調査」<sup>※2</sup>という。）することが法令で義務づけられています。

請負契約により実施される解体等工事の場合、事前調査は、その工事の元請業  
者等が行いますが、工事発注者は、調査に協力する義務があります。

また、過去、石綿の使用状況が調査されている建築物又は工作物を解体等工事  
する場合も事前調査が必要です。その場合、これまでに実施された調査方法の妥  
当性等の確認を行うとともに、不明な部分があれば、補完のための調査を行って、  
石綿含有建材の有無を精査することになります。

事前調査に係るチラシを送付しますので、建築物又は工作物の解体等工事を  
実施する場合、内容に留意の上で適切に対応いただきますようお願いいたします。

※1・・・石綿が使用された建築材料全てを指す。

※2・・・大気汚染防止法や石綿障害予防規則で規定された調査。設計図書等による書面調  
査や現地での目視調査等を行うこととなる。

問い合わせ先  
島根県環境生活部環境政策課  
規制係 岸、熱田  
Tel : 0852-22-5277  
Fax : 0852-25-3830

## 関係団体一覧(送付先)

一般社団法人しまね産業資源循環協会  
島根県公共建築品質確保推進協議会  
一般社団法人島根県住まいづくり協会  
一般社団法人島根県建設業協会  
島根県建設産業団体連合会  
しまね住宅安心リフォーム推進協議会  
島根県板金工業組合  
島根県左官工業協同組合  
一般社団法人島根県建築技術協会  
一般社団法人日本塗装工業会島根県支部  
一般社団法人島根県管工事業協会  
一般社団法人島根県建築組合連合会  
一般社団法人島根県電業協会

以上